

国際公会計基準審議会 (IPSASB) 会議報告 (2015年3月10日～13日 チリ・サンティアゴにて)

会議決定事項の概略

プロジェクト	会議前までの状況	今回会議での討議・決定事項
サービス業績情報の報告	ED第54号「サービス業績情報の報告」を承認（2013年12月公表、コメント期限2014年5月）	最終文書案を検討し、承認 RPG第3号（2015年3月公表）
社会給付	CP案各章の論点について検討	CP案の構成、及びオプション1の認識基準等の各論点について検討
戦略及び作業計画	CP「IPSASB戦略コンサルテーション」を承認（2014年3月公表、コメント期限2014年7月）	2015年以降の作業計画について、5件の新規プロジェクトを承認
公的部門特有の金融商品	CPの構成、及び貨幣用金等に関する論点について検討	CP案の冒頭から貨幣用金の各章に関する論点について検討
公的部門の結合	CP「公的部門の結合」を承認（2012年6月公表、コメント期限2012年10月）	公的部門における取得の定義について検討
排出権取引（ETS）	教育セッションを実施	ETSに関する論点について検討
政府系企業（GBEs）	CP「政府系企業及びその他の公的部門の主体に対するIPSASの適用可能性」を承認（2014年8月公表、コメント期限2014年12月）	CPに寄せられたコメントをもとに、今後の方向性としてオプション1aを選択
隔年次改善	最終文書案を検討し、承認 IPSASの改善2014（2015年1月公表）	今回は討議されていない
発生主義IPSASの初度適用	最終文書案を検討し、承認 IPSAS第33号（2015年1月公表）	今回は討議されていない
他の主体への関与（IPSAS第6号から第8号の改訂）	最終文書案を検討し、承認 IPSAS第34号～第38号（2015年1月公表）	今回は討議されていない

(注) IPSAS (International Public Sector Accounting Standard)：国際公会計基準、ED (Exposure Draft)：公開草案、CP (Consultation Paper)：コンサルテーション・ペーパー、RPG (Recommended Practice Guideline)：推奨実務ガイドライン

1 今回の会議の概要

2015年第1回目の国際公会計基準審議会（IPSASB）の会議は、2015年3月10日から13日までの4日間にわたり、チリのサンティアゴで開催された。

今回の会議には18名のうち17名のメンバーが出席し、テクニカル・アドバイザー（TA）、オブザーバー、事務局の約40名が参加した。

今回の会議では、サービス業績情報の報告（RPG第3号）について、最終承認が行われた。また、会議前日の3月9日は、IPSASの概説と実務に関する特別セミナーがチリ政府の主催で開催された。

今回の会議は、2015年6月23日から4日間にわたって、カナダのトロントで開催される予定である。

2 サービス業績情報の報告

(1) 検討の経緯

本プロジェクトは、政府が提唱するプログラムやサービスに関する業績情報の報告について取り扱う。2011年10月にコンサルテーション・ペーパー（CP）「サービス業績情報の報告」を公表した。2013年12月には公開草案（ED）第54号「サービス業績情報の報告」を公表し、2014年5月31日を期限としてコメントを募集した。前回の会議では、当該EDに寄せられたコメントをレビューした。

(2) 今回の会議

今回の会議では、RPG案について論点検討及び通読レビューを行い、細かい修正事項を指摘したうえで、RPGの公表を全会一致で承認した。RPGはその後、2015年3月31日に公

表された。

なお、IPSASは財務諸表の作成基準であり、RPGは財務諸表以外の「一般目的財務報告書」の作成の指針となる。今後、各国において「サービス業績情報」の報告の活発化が期待される。

3 社会給付

(1) 検討の経緯

政府及び公的部門の主体は、非交換取引によって社会給付をその構成員に提供する。本プロジェクトの目的は、政府による特定の社会給付に関する費用及び負債が発生する状況及び方法を特定するとともに、財務諸表の表示についても検討する。

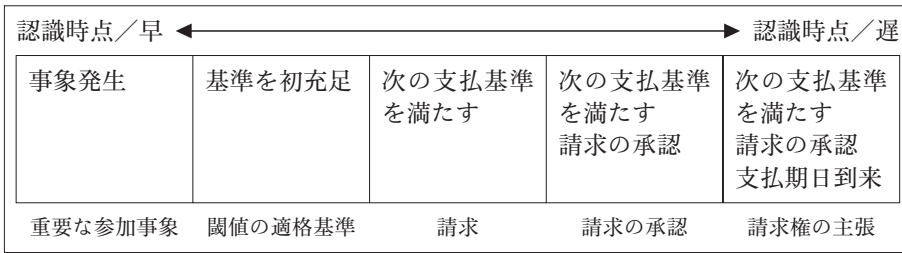
前回の会議では、CP案の各章ごとの論点について議論した。今回の会議では、CPの構成、オプション1の明確化について議論し、CPの通読レビューを実施した。

(2) CPの構成

社会給付の検討は長年にわたっているため、CPにおいて「過去の考え」、「既存の考え」、「新しい考え（概念フレームワーク等）」を明確にすることで、利害関係者は論点をより正しくとらえることができるという合意が行われた。

(3) オプション1の明確化

会議用のCP案（4.44項）には、「法的債務」、「すべての適格基準に合致」、「満期支払（due and payable）」の3つの認識時点を一表上にちりばめた、新しい図表案を掲載していた。今回の会議ではこの図表についてかなりの時間を割いて以下のような議論を行った結果、次頁の図表を補助オプションの論考の前に組み入れ、以後の本文は次頁の表の流れに順番



を合わせることとなった。

(4) CP案の通読レビュー

CP案を通読した結果、RPG第1号の「結論の根拠」に掲載されている表1を再掲して表示と開示の論点を明確化する等の、複数の指摘が行われた。これらを反映した修正CP案を、次回の会議で再度検討し、承認する予定である。

4 戦略及び作業計画

(1) 検討の経緯

2014年3月に、2015年以降の戦略及び2015年～2019年の作業計画に関するCPを公表し、2014年7月31日を期限としてコメントを募集した。前回の会議では、2015年以降の戦略について議論を行うとともに、短期的なプロジェクト案も検討した。

(2) 今回の会議で承認したプロジェクト

今回の会議では、8件のプロジェクト概要について検討し、以下の5件のプロジェクトを承認した。

- 収益（交換収益及び非交換収益）
- 非交換費用（社会給付プロジェクトの範囲外の非交換費用を扱う）
- 現金主義IPSASの限定的なレビュー（連結、外部補助、第三者による決済）
- IPSAS第25号「従業員給付」の限定的なレビュー（国際会計基準（IAS）第19号関連）
- 概念フレームワークに基づく要修正事項（特にIPSAS第1号）

(3) 次回以降の会議で検討するプロジェクト

以下のプロジェクトについては、次回の会議でどちらを採用するか慎重に検討する。

- 公的部門の測定
- 公的部門の資産（遺産資産・インフラ資産）

5 公的部門特有の金融商品

(1) 検討の経緯

本プロジェクトは、公的部門特有の金融商品の会計に関するガイダンスを策定することを目的とする。前回の会議では、CPの構成及び貨幣用金（Monetary Gold）に関する論点について議論した。

(2) 今回の会議

今回の会議では、CP案の各セッションの論点を検討した。

① イントロダクション及び目的

公的部門にとっての通貨当局の重要性、並びにそれらの公益性とサービス提供目標を伝える修正案を検討し、承認した。

② 貨幣用金の範囲及び定義

貨幣用金の章で扱う範囲についての見直し案に同意した。また、金現物、記念金貨及び法定貨幣である金貨、金現物と交換できる一部の金融商品を範囲に含めることにも同意した。さらに、「貨幣用金」等の定義案を検討し、承認した。

③ 認識及び測定

会議用のCP案では主体の運営能

力の情報をベースとして取得原価の使用を強制する説明になっていたが、サービス原価に関連づけて取得原価を説明することとした。また、通貨当局が金資産を保有する意図についても検討が必要であると指示した。

④ CPの以降の章

貨幣用金及び特別引出権（SDRs）を本プロジェクト範囲とする一方、外貨及び流動性の高い投資は範囲外とした。

6 公的部門の結合

(1) 検討の経緯

本プロジェクトは、公的セクターにおける主体の結合について、会計処理・開示等を定めるものである。2012年6月にCP「公的部門の結合」を公表し、2012年10月を期限としてコメントを募集した。前回の会議では、公的部門の結合の分類、並びに公的部門における共通支配下（UCC）の結合及び非共通支配下（NUCC）の結合との間の区別の理論的根拠について検討した。

(2) 今回の会議

今回の会議では、「取得」の定義について、とりわけUCCにおいて「取得」が発生し得るか否かについて議論した。この点については結論が出ず、次回の会議で再検討することとなった。前回の会議でいったん合意された分類フロー図も採用しない。このフロー図は、公的部門の結合が取得か否か、公的部門の結合はUCCかの2段階で判断するものであったが、上述のUCCの取得が発生し得るかの議論の過程で、明確なフロー化が困難とされた。

7 排出権取引

(1) 検討の経緯

本プロジェクトは、主に欧州地域の排出権取引制度（ETS）における運営者と参加者の双方に適用される会計基準を開発することを目標としている。2013年12月にプロジェクト概要を承認し、前回の会議では、本プロジェクトについてメンバーの理解を深めるための教育セッションを実施した。

(2) 今回の会議

今回の会議ではETSの会計処理について、以下の4つの論点を検討した。

- ① 事務局の提案したCPの構成案は有用であるとして承認された。
- ② ETSの運営者及び参加者に加え、トレーダーについても検討することを事務局に指示した。
- ③ 個別のETSの詳細について検討するのではなく、各制度に共通する一般的な内容を議論することとなった。
- ④ プロジェクト名は、排出権取引制度のままとすることになった。
 次回の会議では、CPの第1章案を検討する予定である。

し、2014年12月31日を期限としてコメントを募集した。

(2) 今回の会議

今回の会議では、CPに寄せられたコメントをもとに、今後のプロジェクトの方向性についてのスタッフ提案を議論した。まず、大きな方向性として、現在のGBEsの定義をIPSASBの公表文書から削除し、公的部門の主体の特徴を説明するアプローチ（アプローチ1）を選択することとなった。続いて、アプローチ1においては、現行及び開発中のIPSASの用語を、上記の特徴を表現するために使用するオプション1aを選択することとした。

（IPSASB ボードメンバー

伊澤賢司）

（IPSASB テクニカル・アドバイザー
 ザー 落谷竹生）

8 政府系企業

(1) 検討の経緯

本プロジェクトは、政府系企業（GBEs）の定義にまつわる論点を探求するとともに、現行の会計基準（GBEsには国際財務報告基準（IFRS）を適用）が妥当かどうかを検討するものである。2014年8月にCP「政府系企業及び他の公的部門の主体に対するIPSASの適用可能性」を公表